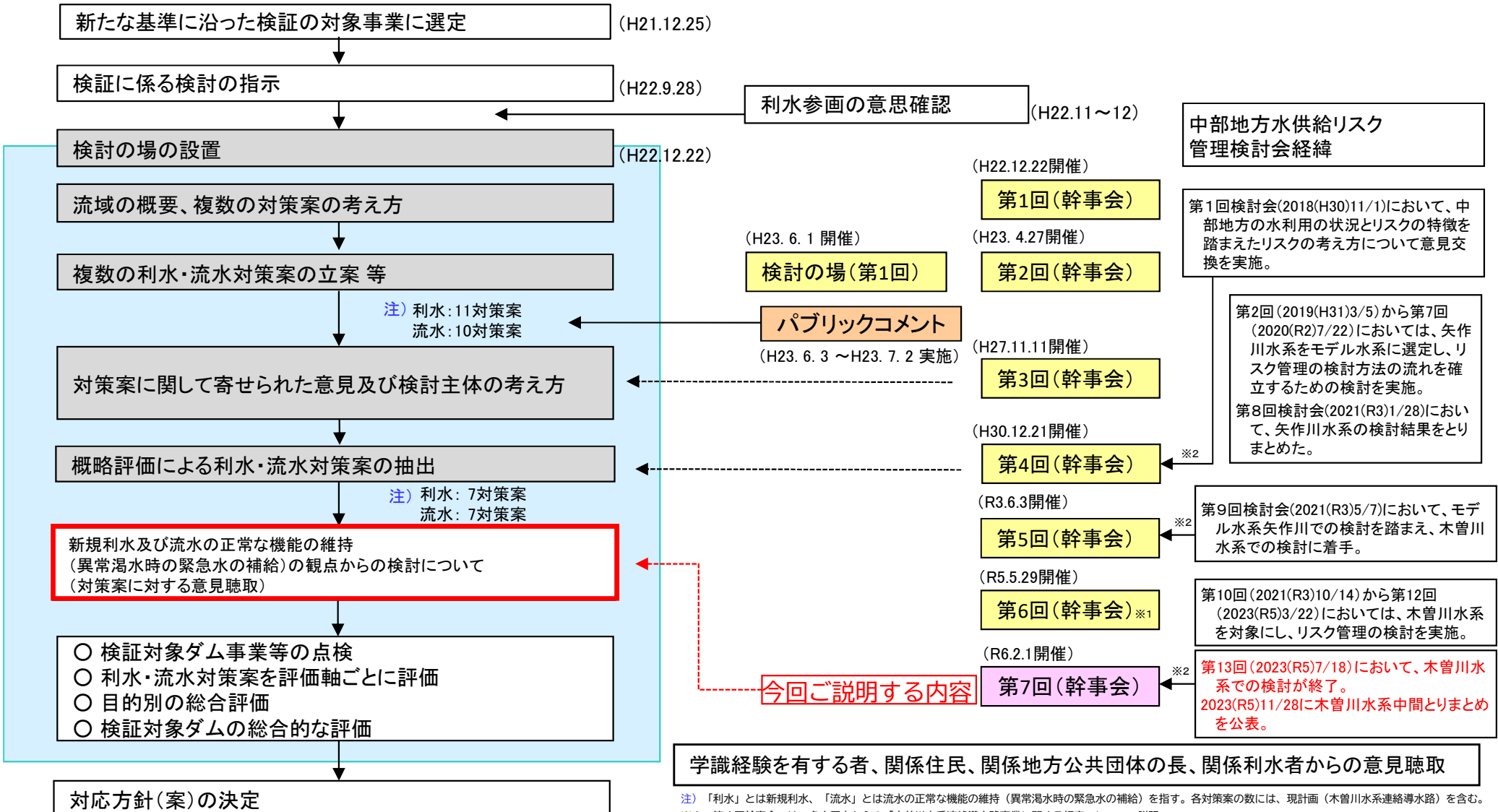


新規利水及び流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給) の観点からの検討について
(対策案に対する意見聴取)

P8に記載している「関係河川使用者等」の対象者を修正しました。
【追加:各務原市】〔令和6年2月7日〕

ダム事業の検証に係る検討の実施状況

- ダム事業の検証に係る検討は、平成22年9月に、国土交通大臣から中部地方整備局長、水資源機構理事長に検討指示がなされた。
- 検証に係る検討は、概略評価による対策案の抽出を行ったところ。
- 第4回幹事会(平成30年12月)において、今後のダム検証は、中部地方整備局が設置した「水供給リスク管理検討会」の進捗を見定めて進めていくこととなった。



注) 「利水」とは新規利水、「流水」とは流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を指す。各対策案の数には、現計画(木曽川水系連絡導水路)を含む。
 ※1 第6回幹事会では、名古屋市からの「木曽川水系連絡導水路事業に関する提案」について説明
 ※2 中部地方水供給リスク管理検討会の進捗を幹事会にて報告

新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の観点からの検討について

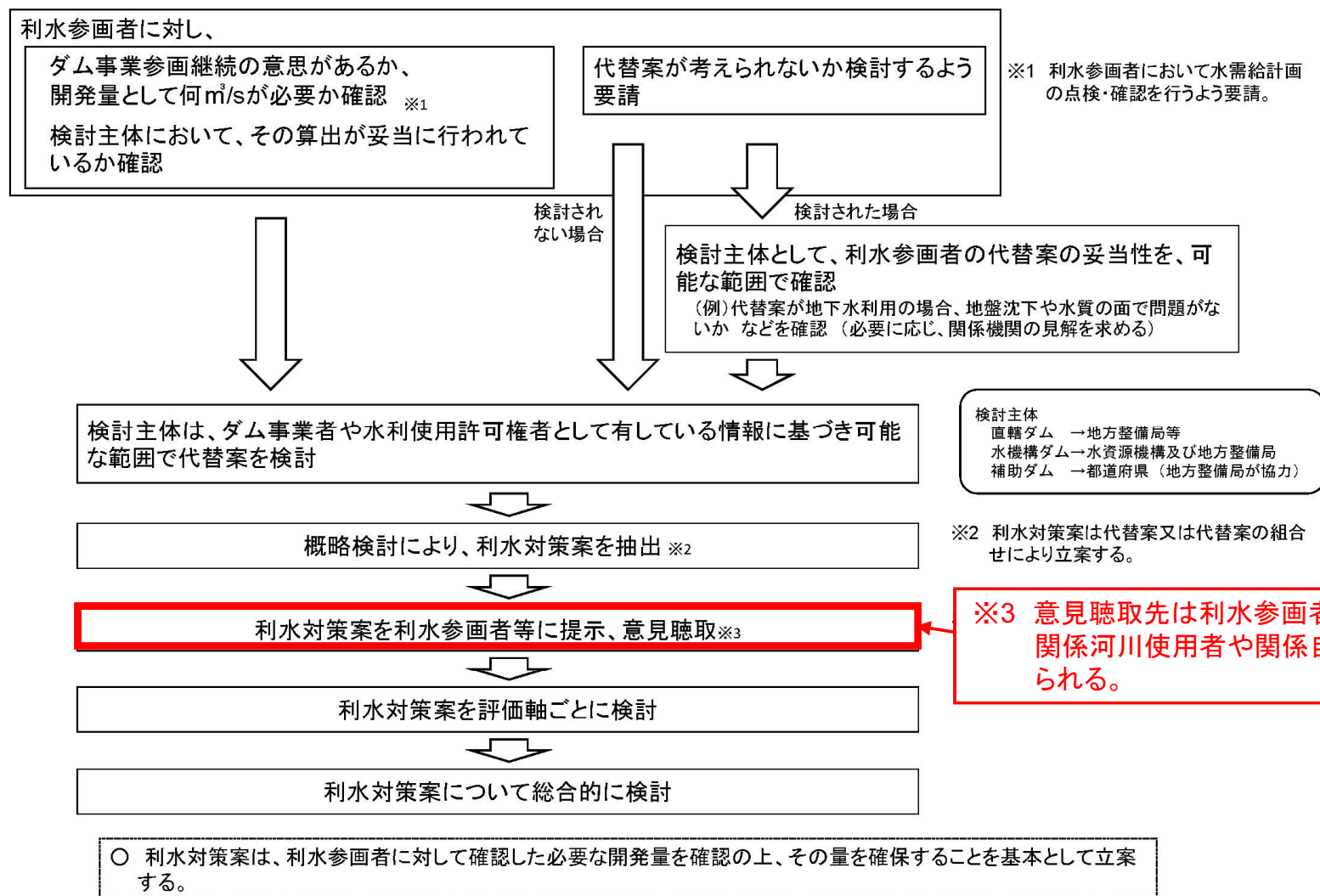
■概略検討により抽出した対策案(新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)[※])について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。

※流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案についても、新規利水の観点からの検討を参考にするものとする。

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

【別紙6】

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



- 木曾川水系連絡導水路事業の目的としている新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)に対する対策案は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で示された13方策及び徳山ダムを活用する方策として「利水及び治水※単独導水施設」について、適用可能な方策を単独もしくは組み合わせ、現計画を含む新規利水対策案11案、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案10案を立案した。
- 概略評価による対策案の抽出は、立案した対策案について、制度上・技術上の観点から実現が不可能、所要効果が極めて小さいと考えられる案、同類の中でコストが極めて高価な対策案を除外する方法で概略評価を行い、新規利水対策案については11案から7案を、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案については10案から7案を抽出した。

※: 治水:「流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)」

概略評価による新規利水対策案の抽出結果

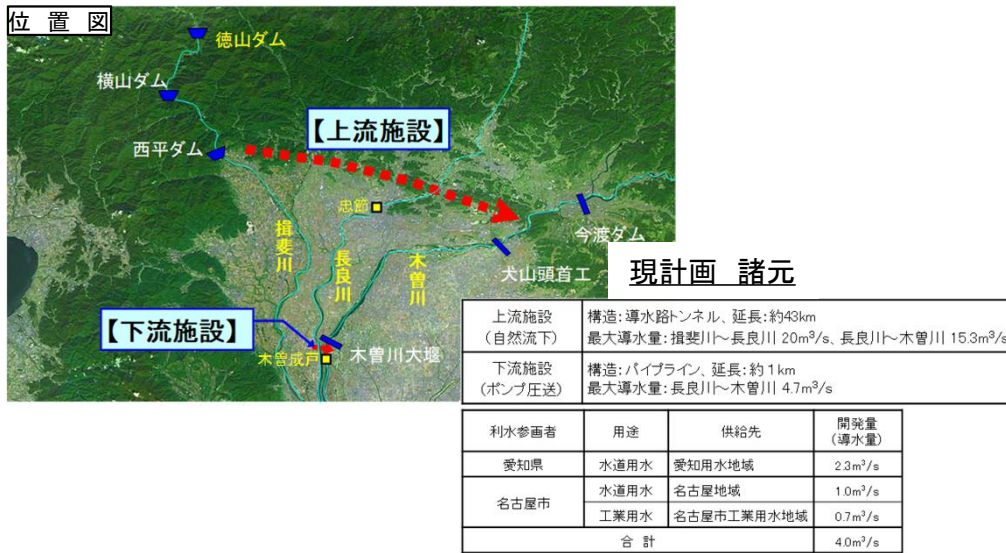
		利水対策案									
現計画		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
検証対象	木曾川水系 連絡導水路										
供給面での対応		河道外貯留 施設 (貯水池)		ダム再開発 (かさ上げ)							
				他用途ダム容量 の買い上げ							
					水系間導水 (矢作川)						
						利水単独 導水施設					
							地下水取水				
総合的な対応が必要なもの								ため池			
									海水淡水化		
	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全
										ダム使用权等 の振替	
											既得水利の 合理化・転用
	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化	渇水調整の 強化
	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策
	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用

概略評価による流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案の抽出結果

		流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案									
		現計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9
検証対象	木曾川水系 連絡導水路										
供給面での対応		河道外貯留施設 (貯水池)		ダム再開発 (かさ上げ)	他用途ダム容量 の買い上げ	水系間導水 (矢作川)		治水単独 導水施設	地下水取水	ため池	
		水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全
										ダム使用権等 の振替	
											既得水利の 合理化・転用
		渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化	渇水調整の強化
総合的な対応が必要なものの 需要面・供給面での		節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策
		雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・中水利用

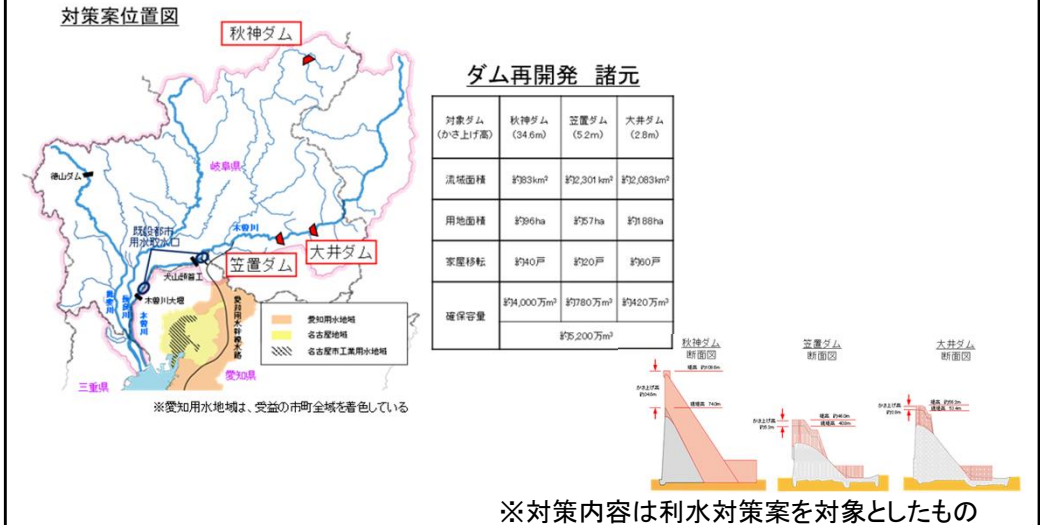
抽出した対策案 概要

現計画 木曽川水系連絡導水路



ダム再開発(かさ上げ) (利水対策案②、流水対策案②)

・既設の発電専用ダムをかさ上げて貯水容量を確保



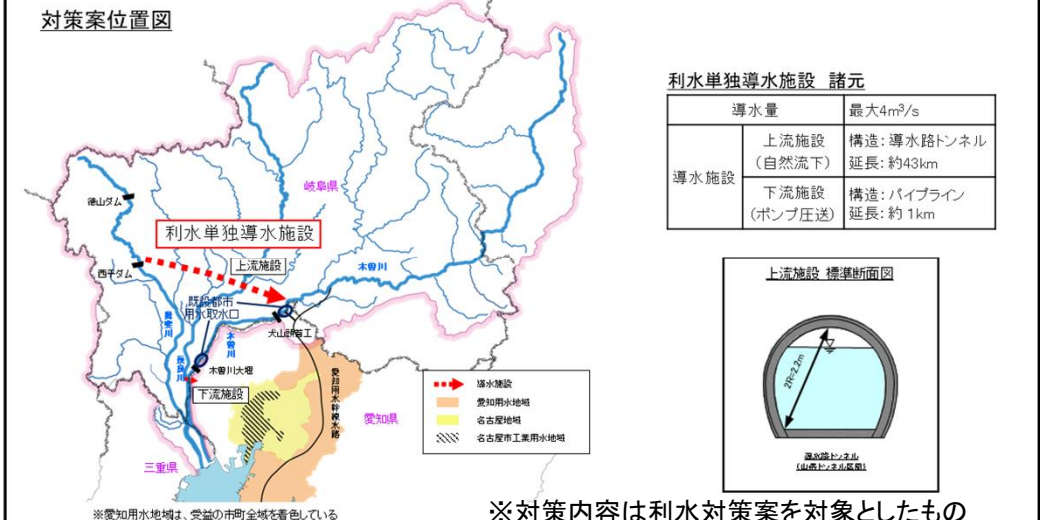
他用途ダム容量の買い上げ (利水対策案③、流水対策案③)

・既設の発電専用ダムの容量を買い上げて貯水容量を確保



利水、治水単独導水施設 (利水対策案⑤、流水対策案⑤)

・徳山ダムに確保された都市用水を導水



抽出した対策案 概要

地下水取水 (利水対策案⑥)

・供給先の近隣地域に井戸と導水施設を新設

対策案位置図



地下水取水 諸元

井戸(約430本)	確保水量	最大4m ³ /s
井戸1本当たりの深さ、揚水量	愛知用水地域 ※規制地域を除く	110m、800m ³ /日
導水施設(ポンプ圧送)	延長:約23km	※愛知用水地域から名古屋市既設浄水場への導水

※井戸1本当たりの深さ及び揚水量は、既存井戸の情報や文献を参考に設定したものの

※規制地域における地下水採取量の目標値は年間2.7億m³
 ※地下水取水対策案として想定される地下水採取量は年間最大1.3億m³
 ※愛知用水地域は、受益の市町全域を着色している

ため池 (流水対策案⑦)

(流水対策案⑦)

・木曽川及び長良川中上流域にため池と導水施設を新設

対策案位置図



ため池の現状(愛知県)

平成18年3月現在



出典:愛知県ため池保全構想(H18)

ため池 諸元

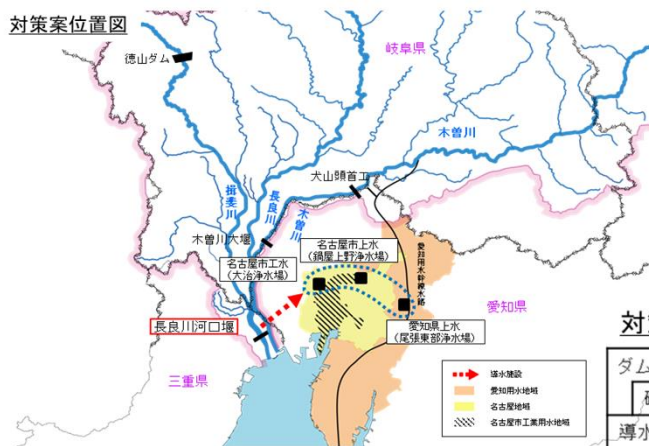
ため池(約4,500箇所)	確保容量	約4,000万m ³ (約0.88万m ³ /箇所)
	用地面積	約3,500ha
導水施設(ポンプ圧送)	延長:約1km	※長良川から木曽川への導水

※ため池1箇所あたりの規模は、既存の平均的な規模のため池を参考に設定
 ※既存の平均的な規模のため池とは、尾張地区に設置されているため池のうち、規模の大きいため池を抽出し総貯水量と箇所数から1箇所あたり容量を算出したもの

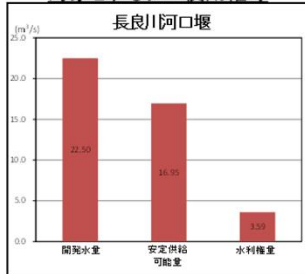
ダム使用権等の振替 (利水対策案⑨、流水対策案⑧)

・長良川河口堰開発水量のうち水利権未発生のものとの振替とともに導水施設を新設

対策案位置図



対象とするダム使用権等



対策案施設 諸元

ダム使用権等の振替(長良川河口堰)	確保水量	最大4m ³ /s
導水施設(ポンプ圧送)	延長:約51km	※長良川河口堰付近から既設浄水場への導水

※対策内容は利水対策案を対象としたもの

既得水利の合理化・転用 (利水対策案⑩、流水対策案⑨)

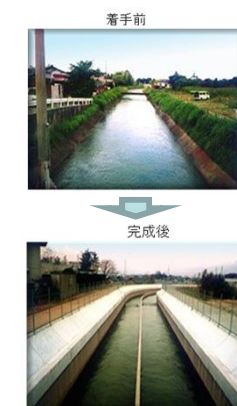
・木曽川で取水する水利について、取水施設の改良や水路の漏水対策等による使用水量の削減分、産業構造の変化や農地面積の減少等に伴う使用水量の減少分を転用

木曽川的主要水利

河川名	用水名(水利使用の姓名)	用途	水利権量 (m ³ /s)
木曽川	農業用水	農水	51,060
	木曽川用水・濃尾第二地区	農水	25,630
	名古屋市水道	上水	7,560
	付知川用水	農水	1,740
	木曽川用水・木曽川右岸地区	農水	1,520
	愛知用水	農水	1,390
	山本用水	農水	995
	川西北部用水	農水	813
	久々野用水	農水	787
	三郷用水	農水	660
	王子エフテックス中津工場	工業	630
	東音部揚水	農水	560
	一宮市水道	上水	464
	柳島用水	農水	444
富洋紡績工業用水	工業	417	
合計		94,610	

※自費については、水利権量が木曽川水系連絡導水路の新規利水4m³/s(最大)の1/10以上の水量を対象とした。

用水路施設の改良イメージ



※対策内容は利水対策案を対象としたもの

木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第4回幹事会) 資料-2(1)(2)より抜粋
 ※「利水」とは新規利水、「流水」とは流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を指す。

対策案に対する意見聴取について

- 「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」では、木曾川水系連絡導水路事業の目的としている新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)について、目的別に複数の対策案を立案した。
- 複数の対策案に対し、概略評価による抽出を実施し、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価について検討することとしていることから、対策案それぞれについて意見聴取を行う。
- 意見聴取先(案)は、利水参画者の他に、対策案に関係する施設の管理者、主な水利権を有する者及び施設が設置されている(または設置されることとなる)自治体などの関係河川使用者等としている。

○意見聴取先(案)

◆利水参画者

愛知県、名古屋市

◆関係河川使用者等

長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、東海農政局、水資源機構、
関西電力(株)、中部電力(株)、一宮市、高山市、恵那市、各務原市、
川西北部土地改良区、東沓部土地改良区、
王子エフテックス(株)、東洋紡(株)

対策案に対する意見聴取

(案)

(別添1)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討における新規利水及び
流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案に対する意見聴取について

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めています。

このため、中部地方整備局及び水資源機構では、「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、木曾川水系連絡導水路事業の目的としている新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)について、目的別に複数の対策案を立案しました。

これら複数の対策案に対して、本検討の場の構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、概略評価による抽出を実施しています。

今後、上記実施要領細目に基づき、評価軸毎の評価、目的別の総合評価について検討することとしています。

つきましては、概略検討により抽出した対策案の評価に向け、対策案それぞれについて貴職の意見を伺わせていただきます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局及び水資源機構が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

【ご意見を頂く対策案】

1. 利水対策案

- ①現計画 : 木曾川水系連絡導水路
- ②対策案2 : ダム再開発
- ③対策案3 : 他用途ダム容量の買い上げ
- ④対策案5 : 利水単独導水施設
- ⑤対策案6 : 地下水取水
- ⑥対策案9 : ダム使用権等の振替
- ⑦対策案10 : 既得水利の合理化・転用

2. 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案

- ①現計画 : 木曾川水系連絡導水路
- ②対策案2 : ダム再開発
- ③対策案3 : 他用途ダム容量の買い上げ
- ④対策案5 : 治水単独導水施設
- ⑤対策案7 : ため池
- ⑥対策案8 : ダム使用権等の振替
- ⑦対策案9 : 既得水利の合理化・転用

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

令和〇年〇月〇日(〇)迄とさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所: 〒460-0001名古屋市中区三の丸1丁目2番1号

独立行政法人水資源機構中部支社 事業部 ダム事業課(担当:〇〇、〇〇)

TEL(代) 052-231-7541 FAX 052-231-7546

(案)

(別添2:意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び
流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)対策案に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先(電話)	
④ご意見	